

(参考1)

内需拡大の基本方針

自由民主党

62・4・7

対外不均衡の是正、とりわけ、日米間の不均衡の是正は、我が国が全力を挙げて取り組まなければならぬ緊急課題である。一方、国内経済は、円高に伴う雇用の悪化、景気の停滞等厳しい状況にあり、強力な景気対策が要請されている。このため、党としては、当面、臨時・緊急の措置として、以下の方針により現在の厳しい事態に対処すべきであると考える。

1. 内需の積極的拡大を図る。

- (イ) 62年度予算を一日も早く成立させる。
- (ロ) 予算成立後は、過去最高の公共事業の前倒しを行う。今後とも内外の経済動向及び財政状況を注視しつつ、臨時・緊急の対応として、思いきった大型補正予算の編成を行う。
- (ハ) これら予算の実施に当っては、不況業種・不況地域の実情を十分に配慮するとともに、住宅など波及効果の大きな事業及び地方経済の活性化が図られる事業に重点的に配分する。

2. 行政改革は、引き続き強力に推進する。また、65年度までの間に、特例公債依存体質からの脱却という財政再建の努力目標は維持し、経常支出の削減努力は今後とも強力に推進する。

総合経済対策要綱

自由民主党

六二・四・二四

I 内需拡大のための経済対策

対外不均衡の是正は、我が国が全力を挙げて取り組まなければならぬ緊急課題である。一方、国内経済は円高に伴う景気の停滞、雇用の悪化等厳しい状況にあり、強力な景気対策が急務である。かかる景気対策の展開は内需主導型経済成長を促すとともに、構造調整の一層の進展に寄与するものである。

このため我が党は、先に決定した内需拡大の基本方針に基づき、早急に次に掲げる事項を中心に五兆円を上回る財政措置を伴なう内需拡大策を講ずる。

- 一 公共事業の過去最高の前倒し（少なくとも上期契約率八十%以上）を行う。その配分にあたっては、不況地域、不況業種の実情を十分に配慮して行う。
- 二 大型補正予算の編成を行い公共事業長期計画の進捗率を高めるなど公共事業を追加するとともに、研究開発、教育等に係る施設等の拡充のための公共的投資の追加を行う。その際、用地賃が少く即効性があり、波及効果の大きいものを優先する。
- 三 投資的経費については、概算要求基準において見直しを行う。
- 四 税制改革を実現し、所得税減税、民間の研究開発等内需指向型の設備投資を促進するための減税を行う。
- 五 住宅の増改築、住宅関連機器の導入等を含め広く関連投資を促進するため、各種の助成措置を改善・拡充する。
- 六 規制緩和を引き続き推進するとともに、民間活力の活用、地域活性化に資する各種事業に対し期間を限り思い切った助成策を講ずる。

- 七 政策金利の引下げ、特定地域の追加指定等中小企業対策を拡充する。
- 八 週休二日制の推進等労働時間の短縮を図るとともに、三十万人雇用開発プログラムの推進等雇用対策を充実する。
- 九 円高差益の還元を強力に進める。
- 十 資金運用部の預託金利の引下げ等金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

II 対外経済対策

我が国を取り巻く国際経済情勢は日米関係を含め極めて厳しい状況にあり、対外不均衡の是正と調和ある対外経済関係の形成に努め、世界経済活性化への積極的貢献を行うことが緊急の課題である。これがため、我が党は早急に、次に掲げる事項を中心に対策を講ずる。

一 帳入の拡大

- (一) 政府調達による外国製品購入の促進のため、臨時特別枠を設けるなど必要な措置を講ずる。
- (二) 政府調達制度を改善する。(対象範囲の拡大、スーパーコンピュータ調達における手続の透明化、大学割引の問題を含む)
- (三) 民間における一層の製品輸入拡大努力を要請する。
- (四) 製品輸入金融を拡充する。
- (五) アクション・プログラムを推進する。

二 國際社会への貢献

- (一) ODA第3次中期目標の繰上げを実施する。(少なくとも7年倍増目標の2年繰上げ達成)
- (二) 開発途上国(特に債務国)に対する輸銀・海外経済協力基金及び民間の資金をあわせた資金還流促進計画を策定する。
- (三) 専門家派遣等技術協力及び国際研究開発協力を拡充する。
- (四) アフリカ諸国等後発開発途上国への積極的な支援のため必要な措置を講ずる。

(参考3)

補正予算を伴う経済対策の事業規模等の比較(過去10年間)

(単位:億円)

	総合経済対策 (52.9.3)	総合経済対策 (53.9.2)	総合経済対策 (57.10.8)	総合経済対策 (58.10.21)	内需拡大に関する対策 (60.10.15)	総合経済対策 (61.9.19)	緊急経済対策 (62.5.29)
事業規模(注1)	20,200	25,000	20,700	30,900	31,200	36,360	60,000
I 公共投資等	20,200	25,000	20,700	18,800	23,200	30,000	50,000
(1) 公共事業等	10,000	13,400	12,700	12,300	10,200	15,000	35,000
①一般公共事業 (当該年度国費)			4,000 (0)	4,500 (0)	4,500 (注3) (0)	8,500 (1,330)	24,500 (注5) (12,000)
②災害復旧事業(注2) (当該年度国費)			7,500 (5,204)	6,300 (4,442)	5,000 (3,527)	5,500 (4,160)	4,500 (3,435)
③日本道路公団等			1,200	1,500	700	1,000	2,500
④施設費等			—	—	—	—	3,500
(2) 地方単独事業	1,500	3,200	5,000	4,500	8,000	8,000	8,000
(3) 住宅金融公庫	8,700	8,400	3,000	2,000	5,000	7,000	7,000
II その他	—	—	—	12,100 (減税)	8,000 (設備投資4,000) (国有地等4,000)	6,360 (注4)	10,000 (減税)
対前年度名目GNP比 (%) (55年基準)	1.2	1.3	0.8	1.1	1.0	1.1	1.8

(注1) 62年度については、財政措置(中央政府、地方政府、公的機関による措置及び所得税等の減税)

(注2) 予備費による追加分は含まず

(注3) 補正予算の編成までに6,000億円に積み増し

(注4) 内訳は、民活インセンティブ1,160億円、開銀・北東公庫400億円、設備投資3,600億円、国有地等200億円、中小企業対策1,000億円

(注5) うち4,000億円はNTT株式売却収入を活用した無利子貸付

11. 緊急経済対策主要検討項目

昭和62年5月26日
(経済対策閣僚会議)

○五兆円を上回る財政措置の内容

○公共事業等

- ・前倒し（各地域の経済情勢等に配慮した配分）
- ・公共事業等の追加（各地域の経済情勢等に配慮）
- ・公共的投資の追加

○減税

○住宅投資の促進

- ・住宅金融公庫融資制度の拡充
- ・民間金融機関への要請
- ・宅地供給量の増大

○民間活力の活用等による地域活性化の推進等

- ・設備投資減税
- ・民間活力の活用等による地域活性化の推進

○中小企業対策等の推進

○雇用対策の充実等

- ・「30万人雇用開発プログラム」の推進等

○円高差益の還元等

○金融政策の機動的運営

- ・資金運用部の預託金利の引下げ

○輸入の拡大等

- ・政府調達のための臨時特別の財政措置
- ・政府調達手続の改善及び外国製品の発掘等
- ・製品輸入金融の拡充
- ・民間に対する輸入拡大努力要請
- ・アクション・プログラムの推進

○国際社会への貢献

- ・ODA第3次中期目標の繰上げ実施
- ・開発途上国に対する資金還流
- ・専門家派遣等技術協力及び国際研究開発協力の拡充
- ・アフリカ諸国等後発開発途上国への支援